

国会における臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 に関する主な質疑について

(※ 衆議院本会議及び参議院本会議における中間報告より抜粋)

○親族への優先提供について

- ・公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかとの意見に対しては、臓器移植を待っている身内の方がいる場合、その身内に臓器を提供したいという気持ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優先提供を認めることとしたとの答弁。(5ページ参照)

○小児からの臓器提供について

- ・虐待を受けて脳死となった児童からの臓器摘出を防ぐ手立てをどうするのかとの質疑に対し、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁。(5ページ参照)

○意思不明者からの臓器提供について

- ・本人の生前の意思が不明であっても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対し、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁。(5ページ参照)
- ・本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対しては、臓器提供数が少ない状況で海外渡航移植や生体間移植が行われているという現状がある一方で、最近の世論調査の結果等から、家族の承諾で脳死判定、臓器移植ができるということについて国民の理解が広がっていると考えられるとの答弁。
(10ページ参照)

○脳死を人の死とすることについて

- ・脳死を人の死とすることに社会的合意ができているのかとの質疑に対して、平成四年の脳死臨調の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいとの回答が約六割に達しているとの答弁。(4ページ参照)

- ・「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかとの指摘に対し、法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなっているとの答弁。

(4~5ページ参照)

- ・第六条第二項の脳死した者の身体の定義において、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除したのはなぜかとの質疑に対し、脳死は人の死であることについておおむね社会的に受容されているとする脳死臨調の最終答申や近年のアンケート調査の結果を踏まえ、脳死は一般に人の死であるとの考え方を前提に、この考え方によりふさわしい表現となるよう文言を削除したとの答弁。(10ページ参照)

○その他の事項について (10ページ参照)

- ・第六条第二項の脳死した者の身体の定義の変更が実際に臓器移植にかかる家族に与える影響
- ・子どもの意思表示と親の代諾について子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が図られる必要性
- ・被虐待児からの臓器提供を防止する方策
- ・長期脳死事例に対する認識
- ・臓器提供者の家族に対する心のケアの重要性
- ・臓器移植に関して知的障害者等の権利が侵害されないようにすることの重要性
- ・生体移植に関する法整備の必要性

等

号外 平成二十一年六月九日

○第百七十一回 衆議院会議録 第三十七号

平成二十一年六月九日(火曜日)

平成二十一年六月九日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)についての厚生労働委員長の中間報告

厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

厚生労働委員長の中間報告に關連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

厚生労働委員長の中間報告に關連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

○谷公一君 中間報告を求める動議を提出いたします。

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

○谷公一君 中間報告を求める動議を提出いたしました。

○議長(河野洋平君) 第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第百六十四回国会、石井啓一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるB案)、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるC案)及び根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるD案)の四案について委員長の中間報告を求められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、動議のとおり決まりました。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔田村憲久君登壇〕

○田村憲久君 ただいま、院議によりまして、中山太郎君外五名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(石井啓一君外一名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案)、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び根本匠君外六名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(石井啓一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案)、中山太郎君外五名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案)、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるB案)、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるC案)及び根本匠君外六名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるD案)の四案について、厚生労働委員長の中間報告を求められます。厚生労働委員長田村憲久君

○議長(河野洋平君) 田村憲久君 大だいま、院議によりまして、中山太郎君外五名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(石井啓一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案)、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び根本匠君外六名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(石井啓一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案)、中山太郎君外五名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案)、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるB案)、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるC案)及び根本匠君外六名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるD案)の四案について、厚生労働委員長の中間報告を求められたので、御報告申し上げます。

最初に、各案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、中山君提出案についてであります。

中山君提出案は、移植のための臓器摘出及び脳死判定に係る要件について、本人の生前の臓器の提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面によ

り承諾した場合を加える等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、移植のための臓器摘出の要件について、本人が生前に書面によって臓器の提供意思を表示している場合に加え、本人が書面によって臓器の提供を拒否する意思を表示している以外の場合であつて、遺族が書面により承諾している場合

とすること、

第二に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対して優先的に臓器を提供する意思を表示することができる」と

等であります。

次に、石井君提出案についてであります。

石井君提出案は、移植のための臓器の提供及び脳死判定に従う意思について、十二歳以上の者が意思表示を行うことができる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、死亡した者が生存中、移植のために臓器を提供する意思を十二歳に達した後に書面により表示した場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が拒まないときまたは遺族がないときは、医師は、臓器を死体から摘出することができることとす

る旨の告知を受けた

金田君提出案は、臓器等の移植が、人権の保障等に重大な影響を与える可能性があることにかん

がみ、脳死の定義を改正し、脳死判定を開始することができる要件を明記するとともに、組織移植及び生体からの臓器移植の規制を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改める」とこと、

第二に、組織の移植については、「脳死を除き、死亡した者が生存中に、組織を提供する意思を書面により表示している場合であつて、遺族がこれを拒まないとき等にできるものとする」とこと、

第三に、生体の臓器移植については、「移植対象者の配偶者または二親等以内の血族が臓器を提供する意思を書面により表示している場合であつて、所要の基準を満たした病院等が承認するとき」とこと、

第四に、「子供についての臓器等の移植については、専門家その他広く国民の意見を求めてつ検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする」とこと

等であります。

最後に、根本君提出案についてであります。

根本君提出案は、小児の臓器移植を可能とするため、十五歳未満の者について、その死体からの臓器の摘出及び脳死判定に係る要件を新たに設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、十五歳未満の者について、本人が臓器の提供を拒否していない場合であつて、遺族がこれをお書きし、我が国における移植医療の現状、移

われる病院等において、遺族による虐待が行われた疑いがあること等の移植医療の適正を害するお

それのある事実がない旨の確認がされている場合、医師は、臓器を摘出することができるものとされること、

次に、審査通過の概要について申し上げます。

中山君提出案及び石井君提出案は、第百六十四回国会に提出され、第百六十六回国会の平成十九年六月二十日に提出者中山太郎君及び斎藤鉄天君からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。また、金田君提出案は、第百六十八回国会に提出され、第百六十九回国会の平成二十年五月九日に提出者阿部知子君から提案理由の説明を聴取しました。

今国会まで、本委員会のもとに設置されました臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会において、参考人から意見聴取及び質疑等が行われてきました。

小委員会におきましては、医療界、法曹界、宗教界の方々のほか、移植を受けられた方、御家族

の担当者といった幅広い分野の方々を参考人としてお招きし、我が国における移植医療の現状、移

植医療の評価、小児患者への移植に関する諸課題、臓器提供の意思表示年齢引き下げの是非、被

虐待児からの臓器の摘出の防止策、脳死を人の死とする社会的合意の有無、親族に対する優先提供の是非、移植ツーリズムの削減に向けた国際的動向等に関する、さまざまな御意見を伺いました。

本委員会におきましては、今国会の平成二十一年五月二十二日に三ツ林小委員長から小委員会にてしましたが、その内容につきましては、お手元の配付資料を御参照ください。また、同日、今国会に提出された根本君提出案について、提出者根本君から提案理由の説明を聴取しました。その後、五月二十七日及び六月五日など、各案について、提出者及び政府に対する質疑を行ふとともに、五日については委員からの発言が行われました。

これら三案については、第百六十六回国会から第百六十九回国会までの間、参考人から意見聴取及び質疑等が行われてきました。

中山君提出案についてでありますが、脳死を人の死とすることに社会的合意ができるのかとの質疑に対しては、平成四年の脳死改訂の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいとの回答が約六割に達しているとの答弁がありました。

また、中山君提出案では、「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかとの指摘に対しては、

法的脳死判定は臓器移植を行う場合に臓器が拒否される場合には本人または家族が拒否できる仕組みとなっているとの答弁がありました。

さらに、本人の生前の意思が不明であっても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対しても、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁がありました。

虐待を受けて脳死となつた児童からの臓器摘出を防ぐ手立てをどうするのかとの質疑に対しても、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁がありました。

法改正による脳死下での臓器移植数の増加見込みについては、ある専門家の個人的な意見として、年間七十から百五十例程度の移植数になると見解を示しつつ、待機患者にとって希望が持てる効果があるものになると考えていたとの答弁がありました。

また、十二歳になれば臓器提供や脳死という状態が判断できるとする根拠は何かとの質疑に対しても、中学校に上がる程度の年齢になれば、臓器移植数の地加の見込みについて、十五歳を十二歳以上にして、臓器移植の道を開くこととしたとの答弁がありました。

臓器移植数の地加の見込みについては、十五歳案により十二歳に引き下げるもそれほど地加はないが、また、十五歳未満の者については、本邦の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

脳死判定基準を厳密化することで移植数が現行より減少するのではないかとの質疑に対しては、基準の厳密化で、むしろ脳死判定の透明性、公平性が確保され、国民の臓器移植に対する理解が進み、移植数が地加との答弁がありました。

次に、根本君提出案についてですが、脳死を人の死としないまま十五歳未満の子供の脳死判定や臓器提供について親に承諾を求めるることは矛盾しているのではないか、また、親に重い決断を迫ることになるのではないかとの質疑に対しても、脳死を人の死とする社会的合意がない中で、臓器移植数の地加見込みについては、数値で答えることは困難であるが、新たに道が開かれる十五歳未満の者について、急激な移植数の地加は児童の命に及ぼす影響を考慮して、移植数を設けないことが最も適切であるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

臓器提供に際しての親族への優先提供を設けた取り組みは必要であるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

について道が開かれた場合の小児科医を初めとする医療現場に対する支援の方策等について質疑が行されました。

なお、六月五日には、各案について、各委員の発言がありました。

各案に対する賛否の表明のほか、人の生死にかかる臓器移植の問題についてはすべての議員が議論して判断すべきとの意見、現行法の成立から十二年が経過していることから今国会において結論を出すのが国会の責務であるとの意見、臓器移植に関するさまざまな課題を整理するため慣習を求める意見など、さまざまの意見が表明されました。

最後に一言申し上げますが、現行の臓器移植法では、法施行後、三年を自述に検討することとされながら、既に十一年余りが経過しております。この間、四つの改正案が提出され、厚生労働委員会においては、真剣な議論が行われてまいりましたが、結論を集約するに至っておりません。しかしながら、これ以上の放置は立法府として許されません。今国会で何らかの結論を出すことが、我々本院議員に与えられた責務であると考えているところであります。

また、臓器移植をめぐる問題は、個々人の倫理規等が問われるものであり、議員各位の慎重な判断が求められていることを付言させていただきま

す。
以上をもちまして、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の各案についての中間報告といたします。(拍手)

厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

君の発言

○議長(河野洋平君) ただいまの厚生労働委員長の中間報告に関連して、四案について、それぞれ発言を認められております。順次これを許します。中山太郎君。

〔中山太郎君登壇〕

○中山太郎君 A案提出者の中山太郎でござります。

臓器移植に関して、現行の臓器移植法が成立しましてから、はや十一年余りが経過して、現在に至っております。そのため、臓器移植を受けなければ助からない多くの患者たち、とりわけ、国内で移植が認められない小児の患者が海外に渡つて移植を受ける状態が続き、今日まで、総数百二名に上つております。今後は、昨年五月にイスタンブルで行われました国際移植学会において、移植ツーリズム、また、海外における移植というもののために渡航するということとは國際的に認められないことが決定されました。これがWHOに報告されている状況でございます。

私たちが提案いたしました改正案は、国際的にほとんどの国で認められており、本人意思が不明な場合であつても家族の承諾により臓器移植を可能にするものであり、これによって小児の臓器移植の道も開かれることになります。

一方で、脳死を受け入れられない家族が拒否する道もきちんと開かれています。

家族が臓器移植を承諾し、第一回目の法的脳死判定により脳死であると判定された後、その後の

第二回目の法的脳死判定の際に家族が臓器提供を拒否した場合は、たとえ脳死と判定されておりましても臓器移植を行うことはできません。その場合、その患者は医療保険によって治療を引き続

き受けます。

現在、A、B、C、Dの各案が議論されてお

り、私どものA案に対してさまざまな意見がござ

ります。

私は、今日の日本の脳・循環器系の、權威のある最高機関である国立循環器病センターの橋本

信夫総長から質問を頂かつてまいりましたが、それをこの機会に本会議の議場を通じて国民の皆様方にお知らせをしたいと思います。

なお、橋本先生は、センター総長に就任され

る前は京都大学医学部の脳神経外科教授で、最も多

く脳死を診断される立場にあつた方であります。

「脳死議論に関する問題点」、これが表題でござ

いますが、平成二十一年六月二日、国立循環器病

センター総長橋本信夫で書かれております。

臓器移植法に関連して、脳死をめぐる議論が混

乱をしている。脳死という言葉の意味するところ

が、時と場合と発言者によつて異なつてゐること

に原因があると考へる。すなわち、脳死状態と、

臨床的脳死と、法的脳死判定で診断された脳死の

三者が、混同してあるいはすりかえられて脳死と

して議論されているのが現状である。

臓器を提供するときだけ脳死が人の死であると

いう現在の臓器移植法のもとでのダブルスタン

ダードの死の定義にも混乱の原因があるが、この

場合には、脳死判定には無呼吸テスト

が必要であり、かつ、二回判定テストをする必要

がある。臨床的脳死は、臨床現場において医師が

神経学的所見などから脳死と判断する基準と変わらない。

後の脳死である。

現在の臓器移植法あるいはAからD案のどれに

おきましても、臨床的脳死は法的に死ではありません。したがって、治療が中断されたり死亡を宣

告されたりするものでもない。臓器提供の対象で

もない。脳死を人の死として認めない人たちの意

思が無視されるわけではない。

法的脳死は、臨床的脳死診断がなされた後で、

二回の法的脳死判定検査を行つてなされる厳密な

ものである。臓器移植を前提とした場合のみ家

族の同意を得て行はれてきたものであり、した

がつて、臓器移植の対象とならない十五歳未満の

患者に対しては、法的脳死判定が行われることは

ないはずである。

すなわち、十五歳未満の脳死患者に関するこれ

までの議論は、脳死状態あるいは臨床的に脳死と

診断された患者についてであり、法的判定によつ

て脳死とされたものではない。

小児の脳死判定に慎重さが必要なことに異論は

ないが、法的脳死判定が行われたことはないとい

う事実は、議論を進める上で極めて重要である。

理解が混乱する原因は、臨床的脳死といふ言葉

が、あくまでも臓器移植ガイドラインの中で法的

脳死判定を行うために出でた言葉であるという

ことにもある。臨床的脳死診断には無呼吸テスト

が必要であるが、法的脳死判定には無呼吸テスト

が必要であり、かつ、二回判定テストをする必要

がある。臨床的脳死は、臨床現場において医師が

神経学的所見などから脳死と判断する基準と変わ

官 業 号 外

平成二十一年七月十日

○ 第百七十一回 参議院会議録第三十七号

平成二十一年七月十日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第三十七号

平成二十一年七月十日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第四まで

一、厚生労働委員会において審査中の職器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

平成二十一年七月十日 参議院会議録第三十七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

源泉地国課税軽減の是非、対カザフスタン経済支援の体制強化等について質疑が行われましたが、

詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共产党の井上委員より、両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、条約二件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上兩件を括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長 賀賀也君

(いすれも衆議院送付)

以上兩件を括して議題といたします。

○議長(江田五月君) これより兩件を括して採決いたします。

兩件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(江田五月君) これより兩件を括して採決いたします。

○議長(江田五月君) 同もなく投票を終了いたしました。——「ねにて投票を終了いたしました」

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

議員会におきましては、両件を括して議題とし、我が國との経済交流の現状と租税条約締結の経済効果、カザフスタンとの間における使用料の

正する法律及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する法律案(以下「移植法」という)は、厚生労働省並びに内閣府が、この法律案を認定した後、施行される。この法律案は、厚生労働省の内閣府が、この法律案を認定した後、施行される。

二

○議長(江田五月君) 日程第二・クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

日程第四

経済連携協定に基づく特定原産地証明書明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案

審査

(いずれも内閣提出 衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長櫻井充君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

[櫻井充君登壇 拍手]

○櫻井充君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

しました。

次に、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案は、日本国とイスラエルとの間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、経済産業大臣の認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を作成することのできる制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会においては、貿易自由化の度合いが

高ま

していきましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 小川勝也君外二名から、賛成を得て、

成案を得て、

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十一

賛成

二百一十一

反対

一

投票総数

二百七十三

賛成

一百七十三

反対

一

投票者氏名は本号末尾に掲載

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十一

賛成

一百七十三

反対

一

投票者氏名は本号末尾に掲載

よつて、本動議は可決されました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百七十三

賛成

一百七十三

反対

一

投票者氏名は本号末尾に掲載

よつて、本動議は可決されました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十一

賛成

一百七十三

反対

一

投票者氏名は本号末尾に掲載

よつて、本動議は可決されました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十一

賛成

一百七十三

反対

一

投票者氏名は本号末尾に掲載

よつて、本動議は可決されました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十一

賛成

一百七十三

反対

一

投票者氏名は本号末尾に掲載

よつて、本動議は可決されました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十一

賛成

一百七十三

反対

一

投票者氏名は本号末尾に掲載

よつて、本動議は可決されました。

官 報 (号 外)

年十二月に衆議院に提出されたいわゆる中山案を基にしております。

このいわゆる中山案は、「脳死を人の死である」とを前提とするもので、平成九年四月二十四日に衆議院で可決され、参議院に送付されましたが、参議院においては、脳死に関する様々な意見があることに配慮し、現行法の第六条第二項において、脳死した者の身体を死体に含めて臓器の摘出ができるのは、臓器提供の意思に基づいて臓器が摘出されることとなる者が脳死に至つたと判定された場合のその身体に限定すること、第三項において、脳死の判定は、本人が脳死の判定に従う意思を書面により表示している場合に限ること、第四項において、脳死の判定は、摘出医及び移植医の二人以上の医師の判断の一一致によって行われるものとすること、第五項及び第六項において、判定医は判定の証明書を作成し、臓器の摘出には、事前に証明書の交付を受けなければならぬことなどの修正等を加えて、平成九年六月十七日に参議院本会議において修正議決され、衆議院に回付の後、同日、六月十七日の衆議院本会議において同意を経て成立し、同年十月十六日に施行されましたものであります。

また、現行法では、附則において、法施行後三年を目標として、その全般について検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるべきとされておりましたが、法改正に至らないまま、施行後十一年以上を経て今日を迎えているところであります。

官 報 (号 外)

まず、衆議院から提出された臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案は、移植のための臓器摘出等に係る要件について、本人の生前の臓器の提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面により承諾した場合を加える等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、現在は、本人が書面により臓器の提供意思を表示してある場合に行うことができるとされている移植のための臓器摘出の要件について、新たに、本人が臓器の提供を拒否している場合を除き、遺族が書面により承諾している場合を加えること、第二に、脳死した者の身体の定義から、「その身体からも移植術に使用されるための臓器が摘出される」となる者であつてとの文言を削除すること、第三に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対し優先的に臓器を提供する意思を書面により表示することができるなど、第四に、国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施設を講ずるものとすること、第五に、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、適切な方策を検討し、必要な措置を講ずるものとすること等であり、一部を除き、公布日の一年後から施行されることとなつております。

次に、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に係る法律案は、臓器の移植及び有効性、脳死判定の適正性等の調査、分析を通じて、移植医療の適正な実施を図るために検証を運営したこと、第四に、国は、臓器を提供する意思表示の確認手続による専門的な調査審議を行うこと、生体からの臓器・組織の摘出及び移植に関する制度等について、法律施行後一年を目途に検討を加えること、第五に、国は、臓器を提供する意思表示の確認手続による専門的な調査審議を行ふこと等であります。

次に、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に係る法律案は、臓器の移植及び有効性、脳死判定の適正性等の調査、分析を通じて、移植医療の適正な実施を図るために検証を運営したこと、第四に、国は、臓器を提供する意思表示の確認手続による専門的な調査審議を行ふこと等であります。

次に、審査経過の概要について申し上げます。臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案は、平成十八年三月三十一日に衆議院に提出されました。

人、杏林大学の島崎参考人、東京財團の橋島参考人、上智大学の町野参考人、大阪大学の高原参考人、大阪府立大学の森岡参考人、東京大学の米本人、参考人の延べ二十名の様々な立場で臓器移植にかかる方々を招いて意見を聴取し、質疑を行いました。

参考人からは、脳死を人の死とするることは是非、救急医療の現状と体制整備の必要性、本人の意思が不明な場合に家族の承諾による臓器移植を認めることが妥当性、小児の長期脳死の実態及び脳死判定の困難さ、被虐待児に対する対応、ドナー・家族等に対するケアの必要性、移植コード、ネーターの在り方、海外における移植医療の動向、組織移植・生体移植の規制の必要性、親族への優先提供に関する問題点等に関して、様々な立場、視点からの大変貴重な御意見を伺うことができました。

さらに、八日には、両案の審査に資するため、東京女子医科大学病院及び東邦大学医療センター大森病院を視察し、移植医療の現場に從事する方々から説明を受け、意見交換を行つてまいりました。これら専門家からいただいた御意見も踏まえまして、七月七日及び九日には、提出者及び政府に対して質疑を行いました。

まず、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に因し、第六条第二項の脳死した者の身体の定義の変更が実際に臓器移植にかかわる家族に与える影響、子どもの意思表示と親の代諾について子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が國られる必要性、被虐待児からの臓器提供を防止する方策、長期脳死事例に対する認識、親族への優先提供を明記することの妥当性、臓器提供者の家族に対する心のケアの重要性、臓器移植に関して知的障害者等の権利が侵害されないようになることの重要性、生体移植に関する法整備の必要性等について質疑が行われました。

次に、両法律案に関する質疑の概要について申し上げます。

まず、臓器の移植に関する法律の一項を改正する法律案に因し、「その身体から移植術に使用

されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除したのはなぜかとの質疑に対しても、法律に対しても、脳死は人の死であることにについておかる方々を招いて意見を聴取し、質疑を行いました。

参考人からは、脳死を人の死とするることは是非、救急医療の現状と体制整備の必要性、本人の意思が不明な場合に家族の承諾による臓器移植を認めることが妥当性、小児の長期脳死の実態及び脳死判定の困難さ、被虐待児に対する対応、ドナー・家族等に対するケアの必要性、移植コード、ネーターの在り方、海外における移植医療の動向、組織移植・生体移植の規制の必要性、親族への優先提供に関する問題点等に関して、様々な立場、視点からの大変貴重な御意見を伺うことができました。

また、本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対しても、脳死は一般的に人の死であるとの考え方を前提に、この考え方によりふさわしい表現となるよう文言を削除したとの答弁がありました。

また、本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対しても、脳死は一般的に人の死であるとの考え方を前提に、最終答申や近年のアンケート調査の結果を踏まえ、脳死は一般に人の死であるとの考え方を前提に、この考え方によりふさわしい表現となるよう文言を削除したとの答弁がありました。

また、この法律案には成人の臓器提供を増やすことは、臓器提供数が少ない状況で海外渡航移植や生体間移植が行われているという現状がある一方で、最近の世論調査の結果等から、家族の示踏で脳死判定、臓器移植ができるということについて国民の理解が広がっていると考えられるとの答弁がありました。

そのほか、第六条第二項の脳死した者の身体の定義の変更が実際に臓器移植にかかわる家族に与える影響、子どもの意思表示と親の代諾について子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が國られる必要性、被虐待児からの臓器提供を防止する方策、長期脳死事例に対する認識、親族への優先提供を明記することの妥当性、臓器提供者の家族に対する心のケアの重要性、臓器移植に関して知的障害者等の権利が侵害されないようになることの重要性、生体移植に関する法整備の必要性等について質疑が行われました。

このほか、政府に対しては、国民の臓器移植に関する普及啓発の取組状況、イスタンブール宣言以降の諸外国における渡航移植希望者への対応、臓器移植に係る費用の保険適用状況、移植コード等の他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案に関し、臨時子どもによる検討等その他の適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案に因し、第六条第二項の脳死した者の身

さらに、七月九日、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対し、谷博之委員外五名より修正案が提出されました。

その主な内容は、第一に、第六条第二項の規定から「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除する改正を行わないこと、第二に、被虐待児が死亡した場合は当該児童から臓器が提供されないようにするための検討規定は、公布の日から施行すること、第三に、児童の脳死判定については、児童の身体の特性に関する医学的知見を十分に踏まえること、第四に、法律の運用に当たつて、脳死判定、臓器摘出に因する児童等の思いを尊重する家族の心情などが十分に配慮されるようになること、第五に、臓器の摘出が遺族に及ぼす心理的影響の緩和のための支援について検討すること、第六に、脳死の判定、臓器の摘出の適正性等について事後的な検証等を行うこと、第七に、法施行三年後を目途に、新法の全般について検討修正案に対し、修正案によつて改正案の何が変わったのかとの質疑に対しては、臓器移植に関する基本は改正案と共通しているが、脳死を一般に人の死とする」とについては、国民的コンセンサスが得られていない状況の下で、文言の削除により、誤解が生じないようにするものであるとの答弁がありました。

の世論調査によれば、本人の意思が不明な場合に家族の承諾で臓器提供を行うことについては六二名が賛成していること、子どもの渡航移植に多くの支援金が集まっていることから、国民的合意が形成されつつあると考えているとの答弁がありました。

そのほか、対案ではなく修正案としたことについての見解、第六条第二項の文言を削除しないことがドナーの家族に及ぼす影響、被虐待児からの臓器提供を防ぐ具体的な方策を施行日までに確立する必要性、小児の脳死判定基準の検討の見通し等について質疑が行われ、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、同修正案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案に対する質疑を終局いたしました。

以上が、厚生労働委員会における昨日までの審査の経過、審議の概要でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 小川勝也君外二名から賛成を得て、

中間報告があつた臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、議院の会議において直ちに審議することとの動議が提出されました。

よって、本動議を議題といたします。

このより本動議の採決をいたします。

本動議の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

案文を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。南野知恵子君。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕
〔投票終了〕
〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔南野知恵子君登壇、拍手〕
〔投票結果〕

○南野知恵子君 私は、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。これより、その趣旨について御説明いたしました。

よつて、本動議は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(千葉賀子君外八名発提)
以上両案を一括して議題といたします。

○議長(江田五月君) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対し、南野知恵子君から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されておりま

ります。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対し、南野知恵子君から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されておりま

現在の枠組みを肯定しております。委員会審査においても、医療や法曹の関係者や有識者の方々から、この問題については現行法を踏襲すべきとの意見が多く述べられております。

日本人の生死観、人の生や死に対する様々な価値観や考え方には尊重される必要があります。国民的合意がいまだ形成されていない脳死は人の死を前提として改正を行つことは、適切ではありません。

また、改正案では、被虐待児からの臓器摘出を防止するための検討は、公布から一年後に施行することとなります。しかし、被虐待児については、改正法施行までの間に検討を行つことが必要です。同時に、児童の脳死判定については、成人とは異なる児童の特性に十分配慮した適正な

脳死判定基準を定めることが不可欠です。さらに、臓器の提供に当たっては、ドナーをみどりの家族や遺族への視点も重要であります。愛する者を失った悲しみに加え、臓器提供という重い決断を迫られる家族の心情は察するに余りありません。脳死という事実を受け容し、納得するためには時間を使います。我が子の思いを尊重したいとの心情や故人に寄り添う時間を求める心情等について、十分配慮することが必要であります。また、遺族の心の葛藤はその後の生活においても続く場合があり、遺族の苦悩を緩和するための支援について検討を行い、対策を講ずることが必要です。

また、脳死下での移植医療についての国民的理解を進めるため、脳死判定及び臓器摘出の状況について検証等を遼済なく行つことが移植医療に関する

る透明性を確保する観点からも重要であります。

加えて、臓器移植の実施状況、医学、医療技術の進歩、国民意識の推移などを踏まえ、施行後三年を目途として法律の全般的見直しを行う必要があります。

このような認識の下、本修正案を提出するものであります。

以下、提出する修正案の骨子を御説明いたします。

第一に、原案では、脳死した者の身体について定める第六条第二項の規定から、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削除することとしておりますが、このよう改正を行わず、現行どおりとすることとしております。

第二に、検討等に関する修正であります。児童から臓器が提供されることのないようするための検討に関する規定につきまして、公布の日から施行することとしております。

また、検討等に関し、次の五項目を追加しております。

一項目めとして、臓器の摘出に係る脳死の判定についての厚生労働省令は、児童についての臓器の摘出に係る脳死の判定に関しては、児童の身体の特性に關する医学的知見を十分に踏まえて定められるものとしております。

二項目めとして、政府は、新法の運用に当たつては、臓器の摘出に係る脳死の判定及び臓器の摘出に関する当該者、特に当該児童の思いをその者

の家族又は遺族が尊重する等これらに關するそ

の者の家族又は遺族の心情が十分に配慮されるとともに、遺族が臓器が摘出されることとなる者に寄り添う時間を求める等の遺族の心情が十分に配慮されるようとするものとしております。

三項目めとして、政府は、臓器の摘出が遺族に心理的影響を及ぼした場合においてこれが緩和されるよう、当該遺族に対する適切な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

四項目めとして、政府は、当分の間、新法による脳死の判定の状況及び新法による臓器の摘出の状況に關し検証を行い、その結果を遺族の同意を得た上で公表するものとしております。

五項目めといたしまして、新法による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、その全般について検討が加えられるべきものとしております。

なお、一項目めから三項目めまでは公布の日から、四項目め及び五項目めは公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとしております。

以上が修正案の趣旨説明であります。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、予算を伴つものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしま

す。舛添厚生労働大臣。

(國務大臣舛添要一君登壇、拍手)

○國務大臣(舛添要一君) 参議院議員千葉景子君

外八名提出の子どもに係る脳死及び臓器の移植に

関する検討等その他適正な移植医療の確保のため

の検討及び検証等に關する法律案につきまして

は、政府としては、意見述べることは差し控えさせていただきます。(拍手)

○議長(江田五月君) 討論の通告がござります。

順次発言を許します。石井みどり君。

〔石井みどり君登壇、拍手〕

○石井みどり君 自由民主党の石井みどりでございます。

私は、A案の賛成です。

本日は、党派を超えて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるA案の賛成討論をさせていただきます。

日本で初の脳死判定をされたのが十年前、一九九九年二月二十八日、そして三月一日朝までに心

臓、肝臓、腎臓の移植手術がすべて終了しまし

た。この十年間、臓器移植は八十一件が実施さ

れ、多くの命が救われるという実績を上げること

ができました。

今回、本案においては、臓器移植法における本

人の生前の意思を尊重する理念を生かしつつ、臓

器の提供が認められる要件について、新たに、本

人の意思が不明の場合にも、年齢を問わず家族が

署名により臓器の提供を承諾した場合を加え、諸

外団と同様に臓器移植が認められる要件をそろえ

ようとするものであります。

昨年五月に開かれた国際移植学会では、イスター

ンブール宣言として、臓器売買、渡航移植の原則禁止を決定しました。この宣言では、自国民の移植は自国内で行うべきとし、移植ツーリズムを防

止すべく、自国内での臓器提供を推進するよう各

国に要請しています。

現行法では、本人の書面による意思表示が臓器移植に必要であるため、十二年にわたり意思表示カードの普及に努めてきましたが、内閣府の世論調査で示されるとおり、提供意思を記入したカードを常時所持していると答えた人は数%にとどまりおり、臓器提供をしたい意思が反映されていないのが現状であります。

他方、一日千秋の思いで臓器の提供を待たれている多くの患者さんがおられます。これらの患者さんは、臓器を移植する機会があれば普通の生活が送れるほどの回復が可能となります。にもかかわらず、我が国の臓器移植に係る要件によって、諸外国のような臓器の提供を受ける機会が奪われ、命を失う患者さんが多く存在しているのは眞に国会における不作為の結果と言わざるを得ません。

私は、A案の賛成です。

党中央委員会議論の際、小児には長期脳死という問題が度々指摘をされています。脳死状態であつても、髪の毛が伸びる、つめが伸びる、歯が生え替わる、そして成長を続けていくと言わわれています。

テレビ等で報道されている小児の長期脳死事例は、いわゆる臨床的脳死と診断されているにすぎず、臓器移植法において求められる厳格な法的脳